

平成22年	3月	9日
学長	裁	定
平成26年	9月16日	
一部	改	正
平成27年	9月	9日
一部	改	正

鳥取大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

鳥取大学は、「知と実践の融合」を理念として掲げ、社会の中核となる教養豊かな人材の育成、地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究及び地域社会の産業と文化等への寄与を目標としている。

本学の教職員及びその他公的研究費等の運営・管理に関わるすべての者（以下「構成員」という。）は、この目標を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、公的研究費等の使用、運営・管理にあたっては次の事項に十分留意する。

1. 構成員は、研究の実施及び公的研究費等の使用、運営・管理にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
2. 構成員は、公的研究費等が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
3. 構成員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
4. 構成員は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び法人に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。